

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

令和3年6月

(LIBOR 関連抜粋版)

[主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会]

### LIBOR からの移行について

- FSB は、6月2日に公表したステートメントにおいて、LIBOR への依存はグローバルな金融の安定性に明らかなリスクをもたらすとして、すべての市場参加者に対し、LIBOR の新規利用を実務上可能な限り速やかに、遅くとも関連する通貨の母国当局又は検討体が定めたタイムラインまでに停止するよう求めている。
- 本邦では、円建てLIBORについて、本年6月末までの新規利用の停止、本年9月末までの既存契約の顕著な削減、という本邦検討委員会の策定した移行計画に沿って対応いただいているところ。
- ドル、ポンド、ユーロ、スイスフランといった外貨建てLIBORについても、各通貨の母国当局又は検討体が定めたタイムラインに沿って対応いただきたい。特にドル建てLIBORについては、世界中で頻繁に利用されており、また、本邦金融機関にとっても円建てLIBORと同様に重要な指標であることから、米当局が発出したガイダンスに沿って、例外的な利用を除き、実務上可能な限り速やかに、遅くとも本年12月末までに、新規取引における利用を停止するようお願い申し上げます。